

広報お知らせ号

2014年(平成26年)
11月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
藤崎町企画財政課企画係
☎75-3111(内線2224)

平成26年工業統計調査にご協力ください

工業統計調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に12月31日時点で実施します。

この調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的として毎年実施する調査で、統計法に基づく報告義務のある重要な統計調査です。調査の対象となる事務所には、知事から任命された調査員が調査票を持って伺いますので、調査票記入へのご協力をお願いします。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国や地域行政施策のための基礎資料として活用されます。また、調査内容を統計作成以外の目的(税の資料など)に使用することは絶対ありませんので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしく申し上げます。

- ☆調査期日 平成26年12月31日
- ☆調査対象 従業者4人以上の全ての製造事業所
- ☆調査内容 事業所数、従業者数、製造品出荷額、原材料使用額など
- ☆お問合せ 企画財政課企画係(内線2222)

農業者トレーニングセンター改修工事のお知らせ

現在、農業者トレーニングセンターの改修工事(平成27年2月27日(金)まで)が行われています。

次の期間中は、内部工事のため利用することができなくなります。利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力くださるようお願いいたします。

☆利用不可期間 平成26年11月20日(木)～平成27年12月20日(土)

☆お問合せ スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323
町教育委員会生涯学習課 ☎65-3100

全国瞬時警報システム「J-ALERT」の放送試験を実施します

全国瞬時警報システムとは、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などについての情報を「国から住民まで直接瞬時に」町防災行政無線を通して伝達するシステムです。

国では住民への情報伝達体制について万全を期すため、次の日程で全国一斉放送試験を実施することとなりましたのでお知らせします。

☆日 時 11月28日(金) 午前11時
☆放送内容 上りチャイム音→「これは、テストです」×3回
→「こちらは、防災藤崎広報です」→下りチャイム音

☆お問合せ 総務課防災係(内線2208、2209)

農地の貸し借りには農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理機構(あおり農林業支援センター)では、農地の合理化、担い手への集積化を推進するため、農地中間管理事業を行っています。契約は機構を通して行われ、賃料も機構を通してやり取りされるので安心です。

さらに、農地の集積へつながる賃貸借契約には、賃料のほかに各種協力金も支給されます。(支給には一定の要件があります)

「農地を手放したいけど相手が見つからない」「分散した農地を一ヶ所に集めたい」など、農地のことでお困りの方は、ぜひ農地中間管理事業をご活用ください。

☆申込・お問合せ 農政課農政係 農地中間管理事業担当(内線2243)

平成27年度「就学援助制度」のお知らせ

就学援助制度は、小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的な理由等により就学が困難と認められる家庭に対して、町が必要な経費の一部を援助するものです。

就学援助を受けるためには、次のとおり申請が必要となります。

☆対象者

小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受けている方
- ②生活保護の停止、廃止を受けた方(平成26年度～平成27年度中)
- ③児童扶養手当を受給している方
- ④世帯全員の町民税が非課税である方
- ⑤町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免、国民年金の免除を受けた方

☆援助項目

- 学用品費
- 通学用品費(1学年を除く)
- 修学旅行費
- 日本スポーツ振興センター共済掛金
- 新入学学用品費等(1学年のみ)
- 校外活動費
- 給食費

※生活保護を受けている方は、上記の援助項目のうち「修学旅行費」、「日本スポーツ振興センター共済掛金」が支給対象となります。(義務教育にともなって必要な学用品費・新入学学用品費等などは生活保護の支給対象となっています。)

☆申請について

町教育委員会学務課または各学校にある申請用紙に必要事項を記入し、以下の添付書類とともに町教育委員会学務課または各学校へ提出してください。

なお、認定結果は後日通知します。

☆添付書類

- ①生活保護を受けている方 →保護開始通知書の写し
- ②生活保護の停止・廃止を受けた方 →停止・廃止通知書の写し
- ③児童扶養手当を受給している方 →児童扶養手当証書の写し
- ④平成26年1月2日以降に藤崎町に転入した方 →前住所の市町村が発行する平成26年度の市町村民税課税証明書

☆お問合せ

町教育委員会学務課(常盤生涯学習文化会館内) ☎69-5010

人権と行政の特設相談所を開設します

第66回人権週間に合わせ特設人権相談所を開設します。

ご近所のもめごと、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのセクハラなど人権侵害に関する相談に、法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員と総務大臣から委嘱を受けた行政相談員の方々が応じます。

相談は無料で、秘密はかたく守られます。

☆日 時 12月3日(水) 午前9時～午後3時

☆場所および相談対応者

| 場 所 | 相談対応者 | 場 所 | 相談対応者 |
|---------|--|------------|---|
| 町文化センター | ○人権擁護委員 ・藤田 洋 ・野呂 廣志 ・荒谷 百合子 ○行政相談員 ・加福 ちよ子 | 常盤老人福祉センター | ○人権擁護委員 ・佐藤 イツ子 ・福士 剛 ・小野寺 福雄 ○行政相談員 ・三上 一 |

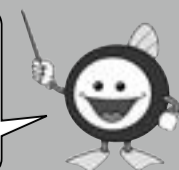
☆お問合せ 住民課住民係(内線2131、2138)

平成26年度 下水道推進標語

「げすいどう みずのみらいを まもるみち」

下水道に関するご相談・お問合せは上下水道課まで ☎75-6025

下水道への加入、よろしくお願ひしま〜スイスイ!



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

弘前地区環境整備センターからのお知らせ

◎「オリジナルキャンドルとキャンドル置き作り教室」参加者募集

☆日 時 12月20日(土) 午前9時30分～午後0時30分
☆講 師 プラザ棟職員
☆定 員 15名
※親子参加も可能。小学生以下の参加には保護者の同伴が必要

☆準備物 ジャムなどのあきびん(ラベルをはがした容量が200ml程度のもの)、びんの飾り付けに使うシールや油性ペン、軍手

☆受付開始 12月6日(土) 午前9時

◎「ミニ門松作り教室」参加者募集

☆日 時 12月23日(火・祝) 午前9時30分～午後3時
☆講 師 プラザ棟職員
☆定 員 20組 ※参加人数にかかわらず1家族1個までの制作
☆準備物 ワラなどで汚れてもかまわない作業しやすい服装
☆受付開始 12月6日(土) 午前9時

◎「リサイクルそり作り教室」参加者募集

☆日 時 1月10日(土) 午前10時～正午
☆講 師 プラザ棟職員
☆定 員 15組 ※参加人数にかかわらず1家族1個までの制作
☆準備物 軍手、そりに付けるひも(直径5mm程度のものを約3m)、自宅にある人は金づち
☆その他 そりを作った後は、プラザ棟の屋外でそりを使って遊びますので、雪遊びに参加する方はスキーウェア等を準備してください。
☆受付開始 12月21日(日) 午前9時
※年末年始の12月29日(月)～1月3日(土)は休館日

◎共通事項

☆場 所 弘前地区環境整備センタープラザ棟
☆参加料 無料
※月曜日は休館日です。また、月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となります。

☆申込・お問合せ 弘前地区環境整備センタープラザ棟 ☎36-3388

裁判所における個別労働紛争解決手続について

「働いたのに給料を払ってもらえない」などの問題が発生した場合、当事者同士では、うまく解決できないことがあります。

このような場合において、裁判所では、裁判(民事訴訟)以外にもさまざまな手続がありますので、紛争の実情に合わせて適切な手続を利用しましょう。

☆裁判所の主な紛争解決手続

- 労働審判手続
原則として3回以内の期日で、権利関係を明らかにした上で、話し合いを試みながら最終的に審判を行う手続です。
事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。
- 小額訴訟手続
60万円以下の金銭の支払を求める事件について、原則として1回の審理で判決がなされるので、比較的単純な事案の解決に向いている手続です。証拠等の事前準備が必要となりますが、1人でも手続を行うことができます。
- 民事調停手続
簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じて話し合いによる解決を図る手続です。必ずしも詳細な主張書面や証拠が必要とされるわけではなく、弁護士や社会保険労務士等の調停委員が関与することもあるため、1人でも手続を行うことができます。

- ・会社と個々の従業員との紛争を解決する裁判所の手続としては、このほかにも仮処分手続等があります。
- ・手続の概要については、各裁判所の窓口等に備え付けてあるリーフレットや裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)等をご覧ください。

☆お問合せ ○労働審判手続に関するお問合せ
青森地方裁判所民事訟庭庶務係 ☎017-722-5614
○小額訴訟手続および民事調停手続に関するお問合せ
青森簡易裁判所民事受付係 ☎017-722-5634

黒石税務署からのお知らせ

国税庁では、インターネットによるサービスのほか、電話による国税に関する一般的な相談を「電話相談センター」で受け付けています。ご利用の際は、最寄の税務署へ電話し、音声案内にしたがって番号「1」を選択すると、仙台国税局の「電話相談センター」につながります。なお、個別相談の事前予約や税務署からの照会に関するお問合せなどの場合は、番号「2」を選択すると、税務署につながります。

☆お問合せ 黒石税務署 ☎52-4111

2014年「今年の漢字」募集中!

公益財団法人日本漢字能力検定協会では、毎年年末にその年の世相を表す漢字一字を全国から募集し、最も応募数の多い漢字を12月12日の「漢字の日」にちなんで、清水寺とホームページ(<http://www.kanken.or.jp/>)で発表しています。応募用紙に記入し、設置箱へご応募ください。

☆応募箱設置期間 12月3日(水)まで
☆応募箱設置場所 ふれあいずーむ館・藤崎町図書館 窓口

☆お問合せ 藤崎町文化協会 ☎75-2288

第6回「なべワン-グランプリin停車場通り」出店者募集

自慢の鍋料理を競い合う第6回「なべワン-グランプリin停車場通り」が平成27年2月22日(日)に開催されますので、出店を希望される方はお問合せまでご連絡ください。
※詳細は広報ふじさき12月1日号でお知らせします。

☆申込・お問合せ 高谷 和也(肉のたかはる) ☎75-3644
岩谷真佐子(酒舗岩谷) ☎75-2076
藤崎町商工会 ☎75-2370

どの花が好き? いけばな教室

子育て支援センターでは今年も「いけばな教室」を開催します。日頃、忙しいお母さんたちも、きれいな花たちに心癒やされてみませんか。たくさんのご参加、お待ちしております。

☆日 時 11月27日(木) 午前10時30分～正午
☆場 所 藤崎町地域子育て支援センター
☆対象者 在宅の未就学児と保護者
☆講 師 葛西 里美先生
☆締 切 11月21日(金)

☆申込・お問合せ 地域子育て支援センター ☎75-6131
藤崎保育所 ☎75-3305

青森県労働委員会委員による労働相談会開催のお知らせ

☆日 時 12月2日(火) 午後1時～午後3時30分
☆場 所 青森県労働委員会(青森県庁北棟8階)
☆相談方法 委員による面談
○個々の労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、労働委員会委員が相談に応じます。
・公益委員(弁護士、大学教授等)
・労働者委員(労働組合役員等)
・使用者委員(会社経営者等)
○労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けています。
○当事者間の紛争解決のための「個別あっせん」も行っています。
※事前の予約も受け付けていますので、相談を希望する方は、お気軽にお問合せください。

☆お問合せ 青森県労働委員会事務局 ☎017-734-9832

お詫びと訂正

広報ふじさき11月号の「健康な歯の子どもたち」の中山結仁くんのふりがなに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

(誤)中山 結仁(ゆいと)くん
(正)中山 結仁(ゆうと)くん